

1. 指名停止対象業者

株式会社 佐電工（佐賀県佐賀市）

2. 指名停止期間

令和7年2月26日～令和7年10月25日（8か月）

3. 指名停止理由

同社は、多久市が令和4年10月25日に発注した庭球場照明設備改修工事において、入札の秘密事項である指名業者名を同社の営業本部副本部長が同市職員より入手したことが、入札の公正を害したとして、令和7年2月18日に同副本部長が公競売入札妨害の疑いで佐賀県警に逮捕されたため。

4. 指名停止措置の根拠

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止期間は（短期）8か月以上（長期）24か月以内の範囲内で措置する。

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第1条の2第1項により、8か月とする。